

秋田県子ども・子育て支援知事表彰 表彰基準

秋田県子ども・子育て支援知事表彰要綱（以下「要綱」という。）第3条に基づき、表彰の選考基準を以下のとおり定める。

1 子ども・子育て支援活動団体（要綱第2条（1））

【略】

2 あきた子育て応援企業（要綱第2条（2））

県内に本社があり、1年以上事業を営む企業等で次の要件をすべて満たしており、特に優れた取組を行っているもの。

なお、当該年6月1日を基準日とする。

- (1) 一般事業主行動計画により届け出た事項が、実践されていること。
- (2) 過去3年間において、次に掲げる項目の2項目以上を満たしていること。
 - ア 3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度又は勤務時間の短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
 - イ 男性の育児休業の実績があること。
 - ウ 女性の育児休業取得率が75%以上であること。
 - エ 次の①～③のいずれかを実施していること。
 - ①所定外労働の削減のための措置
 - ②年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- (3) 過去3年間に関係法令に係る重大な違反がないこと。